

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成22年2月10日(水)

開会 9時30分

閉会 11時25分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下讓委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 西浦昌宏 人材政策室副室長 吉間禎夫

人材政策室主幹 花岡みどり

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第63号 平成22年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第64号 平成21年度三重県一般会計補正予算(第12号)について	原案可決
議案第65号 条例改正案について	原案可決
議案第66号 職員の懲戒処分について	原案可決

## 6 報告題件名

件名  
報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成22年2月1日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

## ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 63 号、議案第 64 号が報道発表前のため、議案第 65 号が意思形成過程のため、議案第 66 号が人事案件のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1 の後、非公開の議案第 66 号、議案第 63 号、議案第 64 号、議案第 65 号を審議する順とすることを確認する。

## ・審議内容

### 報告 1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について（公開）

（人材政策室長説明）

三重県立学校職員の採用選考試験結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 2 月 10 日提出。三重県教育委員会事務局、人材政策室長。

1 ページをご覧ください。1 月 9 日に行われた採用試験の結果です。1 番目は、平成 22 年度三重県立学校実習助手採用選考試験です。試験内容は、筆答試験、小論文、適性検査、面接です。農業、工業の機械系、自立活動の 3 種類の実習助手を募集しており、それぞれ、23 名、11 名、10 名、合計 44 名の申込みがありました。

受験は 40 名でしたが、最終の合格者は、農業の 2 名、工業の 2 名、自立活動の 1 名でした。なお、実習助手については、障がい者を対象とした特別選考を要項には掲げましたが、申込みはありませんでした。

2 番目と 3 番目は、水産高校の実習船「しろちどり」の乗組員です。2 番目は、平成 22 年度三重県職員（船舶通信士・航海士）採用選考試験です。試験内容は、教養試験、作文試験、人物試験、適性検査です。この試験は、人事委員会と教育委員会で実施しました。結果については、それぞれ 1 名ずつ申し込みがあり、この 2 名が受験し合格しました。

3 番目は、三重県立学校現業職員（機械操作手）の採用選考試験です。試験内容は、教養試験、作文試験、人物試験、適性検査です。申込が 3 名あり、受験は 3 名で最終合格は 2 名でした。以上です。

## 【質疑】

委員長

報告 1 は、いかがでしょうか。

竹下委員

例えば年齢とか、もう少し具体的に、どのような人が合格したのですか。申込が何名、受験、合格が何名では、中身が分かりません。

人材政策室長

農業の実習助手の方は、2 名とも農業の関係の専門的な大学の学部を卒業された方です。年齢は 30 歳手前です。2 名とも、高等学校の農業、理科の教員免許、中学校の理科の免許を持っています。ひとりは、その免許の他、大型の自動車免許を持っています。

工業の機械系の方は、2 名とも工学部を卒業しています。年齢は 20 歳代半ばです。それぞれ、工業の教員免許状を持っています。その他、CAD、ガス溶接の資格等を持っています。

自立活動の方は、保健福祉の関係の学科を卒業し、作業療法士の資格を持っています。

船舶通信士の方は、1 級の総合無線通信士、1 級海技士通信の資格を持っており、外洋で通信長としての役割を果たせる資格を持つ方です。現在も通信長の仕事をしています。年齢は、30 歳手前です。

航海士の方は、水産大学校に在学中の学生の方です。3 級海上無線通信士、3 級海技士の資格を取得見込みです。

機械操作手は、20 歳代半ばの方と、前半の方です。それぞれ 4 級海技士（機関）、5 級海技士（機関）の資格を持っています。

竹下委員

2 番と 3 番については専門職ですからそれでいいでしょうが、1 番は、本当は大学卒の資格は要らないのでしょうか。

人材政策室長

三重県では、教員免許状をお持ちの方、又は大学又は専門的な学部を卒業するという形の方針になっています。

竹下委員

実習助手というのは、先生の下で、先生の手伝いをするということですね。完全に独立しているのですか。

人材政策室長

実習助手の職務は教諭を助けるというものです。

竹下委員

ひょっとすると、先生よりも優秀な方が入ってくる可能性はありますよね。

人材政策室長

優秀かどうかというのは分かりませんが、職務としては、教諭を助けます。

竹下委員

今の経歴を聞いていると、それは十分あり得るわけでしょう。そういう場合、困ったことにならないのですか。大丈夫ですか。

人材政策室長

受験者は、実習助手を目指して採用試験を受けており、その点は大丈夫です。

竹下委員

目指しているけれども、先生があまりにも頼りないという場合に、実習助手が優秀ですと、先生のほうが困るんじゃないでしょうか。今までの経験では、それは大丈夫ですか。

人材政策室長

それで困ったというケースは、校長からは特に聞いていません。

副教育長

授業は持てないということで、実験準備とか農場の整備とか、あるいはトラクターの修理とか、そういう教材に使うものごとを行うので、教壇には立てません。

竹下委員

ただ、気にするのは、生徒からいくとね、実験中には実習助手のほうが頼りになるということで、そちらのほうでいろいろ教えてもらったり、相談に行くことになりませんか。

副教育長

授業を持たないわけですので、そこは一線引かれるのかなと思います。ただ、年齢が来ると、教諭兼実習助手となりまして、そのあたりが非常に微妙になってきて、委員が言われるように、生徒と接する部分が出てきます。今は大体、20代後半ですのでいいわけなのですが、40代となってくると、資格を取って教諭という場合もあります。

竹下委員

教諭になればいいんだけど、40、50歳になって、先生が若くて、しかも助手のほうが優秀だということになってくると、ちょっと矛盾してくるかなと思います。

副教育長

内部でも、実習助手のあり方については、議論はしているところです。確かに、募集資格がほとんど一緒ではないか、一般教員採用試験の農業や工業との違いをどうやって出すんだという議論はしています。

委員長

申込者44名の内、農業が多いのですが、何か、若い人に人気があるというところはあるのですか。

人材政策室長

なぜ多いのかという分析はできていません。昨年度も農業の実習助手の選考試験を行って20名ぐらいの申込がありました。毎年募集するものではありませんが、このように、結構応募者があります。

副教育長

推察でしかありませんが、工業系は民間企業へ就職するというのが結構多いのですが、農学部あるいは生物資源学部になると、農業関係とか研究所などと、職場が限られるのではないかと思います。生物資源になると、研究所というポストが非常に少ないとか、そんなことも影響するのかなと感じています。

丹保委員

2番は三重県職員ですね。3番は県立学校の職員ですね。この事情を教えてください。

人材政策室長

2番は人事委員会が三重県職員として採用試験を実施しています。そういう意味で三重県職員です。現業職員は教育委員会が採用試験を実施する主体者になっており、三重県立学校の現業職員という仕分けがあります。

丹保委員

なぜそうなったのかということですが。

教育長

1番と3番の職員は、教育委員会から他の部局に出ないのです。2番の職員は、三重県職員で、赴任は他にもあります。農水商工部などへの異動があり得るわけですが。そういう意味で、三重県の職員として採用する必要があるので人事委員会で採用します。

副教育長

教育長の言われるとおり、農水商工部に同じ職種の者がおり、トータルとして同じ職種を採用したいということで人事委員会が行っています。

丹保委員

分かりました。

竹下委員

現業職員というのはどういう職員ですか。現業職員と対比するのは非現業職員、管理職員ですか。

人材政策室長

現業職員というのは、単純労務にあたる職員です。学校でいいますと、環境整備とか、調理員、そういうような職です。それから、船の甲板員とか機械操作の関係です。

竹下委員

航海士などは入らないのですね。

人材政策室長

航海士は違います。技術職員です。

副教育長

管理職に対する対語は、一般職ということになります。現業と非現業という枠組みだと思います。だから、現業と管理職という対はなり得ないのかなと思います。

竹下委員

先生は非現業ですか。

副教育長

そういうことです。県立学校の現業職員の給与に関する条例がありまして、その中には規則もあり、現業職の給与体系があります。

竹下委員

現業職は、こういうものですか。

副教育長

こういうものというよりも、給与体系がきちんと定められています。

竹下委員

現業職は例えば、何級に当たりますよということですね。

副教育長

そうです。だから、給与体系が研究職とか、いろいろあるわけです。公立学校職員でも高校の教育職、あるいは、公立小中学校の教育職の給与体系があります。条例、規則で整備されています。

竹下委員

実習助手というのは現業ですか。

人材政策室長

現業職ではありません。

副教育長

教育職です。

竹下委員

教育職でありながら現業職ということはないのですか。

人材政策室長

ありません。

竹下委員

ないのですか。

副教育長

現業の場合は、単純労務ということがキーワードかなと思います。

竹下委員

教育関係には、単純労務は無いということですか。

人材政策室長

教育職と申し上げましたが、いわゆる教員というのは教育公務員特例法に位置づけられた職員で、実習助手は、特例法を準用する職員に位置づけられていますので、そういう意味では、教育職員の範疇に入ります。一般の公務員は、教育職でもありません。

現業職は、単純労務に当たる方です。現業職の教育職というのはあり得ません。

竹下委員

もう一度、整理のために質問します。学校関係で現業職というのはあるのですか。

人材政策室長

各学校には環境整備にあたっていただき、昔は用務員さんといっていました、そういう方が現業職です。  
委員長

報告1はいかがでしょう。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第66号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第63号 平成22年度三重県一般会計予算について（非公開）**

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第64号 平成21年度三重県一般会計補正予算（第12号）について（非公開）**

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第65号 条例改正案について（非公開）**

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。